

公 示

公立大学法人富山県立大学学長候補者の選考について

公立大学法人富山県立大学学長選考規程（平成28年3月30日制定。令和6年5月9日一部改正）
第3条の規定に基づき、富山県立大学学長の選考について、下記のとおり公示する。

記

1 選考の方針

公立大学法人富山県立大学学長選考規程その他本学関係諸規則の定めるところにより、学長の選考を行う。

(1) 選考の理由

令和7年3月31日をもって現学長の任期が満了するため。

(2) 学長の資格

人格が高潔で、学識が優れ、かつ、本学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者

(3) 任期

令和7年4月1日から令和11年3月31日までとし、1回に限り再任されることができる。ただし、再任の場合の任期は、2年とする（通算6年以内）。

2 選考手続の概要

(1) 選考方法

学長選考会議に推薦された学長候補者の中から学長選考会議が書類審査及び面接により学長予定者1人を選考し、学長選考会議は、当該学長予定者に対し、学長となる意思があることを確認する。

(2) 学長候補者を推薦できる者

ア 経営審議会の学外委員

イ 学長、理事並びに専任の教授、准教授、講師及び助教6名以上12名以内の連署

(3) 学長候補者推薦に当たっての提出書類

公立大学法人富山県立大学学長選考規程第5条第2項に定める様式第1号から第5号までの書類

3 選考日程

(1) 本公示 令和6年10月1日

(2) 推薦の受付期間等

令和6年10月28日から同月31日午後5時まで

書類提出先 事務局経営企画課

(3) 最終選考

令和6年11月18日開催予定の学長選考会議で面接等により学長予定者を選考

令和6年10月1日

公立大学法人富山県立大学学長選考会議